

岐阜県介護福祉士等届出者カムバック支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、離職中の介護福祉士等届出制度の届出者「(以下「届出者」という。)の研修の受講を支援することにより、介護事業所への再就職を推進することを目的とする。

(事業の実施)

第2条 岐阜県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)は、前条の目的を達成するため、届出者が希望する研修について、予算の範囲内において研修費の一部負担による支援を行うものとする。

(事業の対象)

第3条 この事業の対象となる研修は、別表に定める研修とする。

2 この事業の対象となる者は現在離職中で(岐阜県知事または岐阜県内市町村長の指定を受けて介護保険サービスを提供する介護サービス事業所への)再就職を目指す届出者とし、同一年度内において原則3研修まで申請できるものとする。

(事業の申請)

第4条 この事業による支援を受けようとする離職中の届出者(以下「申請者」という。)は、岐阜県介護福祉士等届出者カムバック支援事業申請書(別添様式1)を岐阜県社会福祉協議会会長(以下「県社協会長」という。)あてに提出するものとする。

(決定の通知)

第5条 県社協会長は、支援の決定をしたときは、速やかに申請者に対し岐阜県介護福祉士等届出者カムバック支援事業決定通知書(別紙様式2)により通知するものとする。

(研修費の納付)

第6条 県社協会長は、前条の決定をした申請者への支援として、別表に定める研修費のうち参加費を全額負担する。

2 前条の決定通知を受けた申請者は、当該通知に従い、研修当日にテキスト代等を研修機関に納付しなければならない。

(支援の中止)

第7条 申請者は当該研修を受講しない時、もしくは受講しなかった時は、ただちにその旨を県社協会長に連絡しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

別表

対象となる研修	対象となる研修費
<ul style="list-style-type: none">・岐阜県より受託する研修（中高年齢者等の介護入門講座等）・県社協が主催する課題別研修	<ul style="list-style-type: none">・受講料のうち参加費